

## 平成 28 年度通常総会終了



消費者支援ネット北海道の平成 28 年度通常総会が6月18日、全労済 北海道会館 2 階会議室で開催されました。

冒頭の資格審査報告では、正会員 173 名中、出席 139 名（うち委任状出席 19 名、書面議決 91 名）であり、総会成立が確認されました。

板東久美子消費者庁長官の「今後ますますの御発展と御活躍を祈念する」北海道の「貴団体が法に基づく特定適格消費者団体に認定されることを期待します」というメッセージが披露された後、議長に星野武治氏を選出、



議事録署名人に鶴ヶ崎徹氏、宮川弘子氏を選任。向田直範理事長の「集団的消費者被害回復制度の施行を控え、会員のより一層の支援をお願いしたい」との挨拶に続いて議事に入りました。

第 1 号議案 平成 27 年度事業報告承認の件

第 2 号議案 平成 27 年度決算報告承認の件  
及び会計監査報告

第 3 号議案 繰越金処理(案)承認の件

第 4 号議案 平成 28 年度事業計画(案)承認の件

第 5 号議案 平成 28 年度事業予算(案)承認の件

第 6 号議案 役員選任の件



第 1 号議案から第 3 号議案まで、道尻豊専務理事が提案説明し、会計監査報告は玉堀ひろ子監事が行い、いずれも賛成多数で承認されました。第 4 号議案、第 5 号議案についても道尻専務理事が提案説明し、賛成多数で承認されました。主な事業計画は、昨年度に続き、被害防止のための消費者向けセミナーや事業者向け講座の開催、事業者の不当約款・不当行為に対する申し入れ活動、地方自治体との連携強化などです。

第 6 号議案は、今年度役員選任の年であり、町村泰貴氏が新理事長、根本武志氏、が理事に、小谷しのぶ氏、鈴木賢治氏が監事に選任されました。総会は以上で終了となりました。



### 【目次】

・平成 28 年度通常総会開催

……1 ページ

・新理事のご紹介

……2 ページ

・退任理事・監事のご挨拶

……3 ページ

・セミナー報告  
・北海道消費者行政  
推進事業のお知らせ  
・編集後記

……4 ページ

寄付金合計額

ご協力ありがとうございます

451,170 円

H28.4~H28.6

## 新理事体制のご紹介



ホクネット・三代目は身代を潰さぬよう

新理事長 町村泰貴氏

この度、消費者支援ネット北海道の理事長に互選されました町村泰貴です。

瀬川信久・初代理事長と向田直範・前理事長に続いて、ホクネット理事長としては三代目となりますが、高名な学者お二人の後で若輩者に務まるのかどうか、三代目は身代を潰すと言われておりますので、不安でいっぱいです。

特に、差止請求関係業務と消費者向け啓発活動を中心としてきたホクネットですが、今年は集団的消費者被害回復のための新しい裁判制度が施行されます。適格消費者団体には、その担い手としての特定認定を受ける資格がありますし、北海道唯一の適格消費者団体としては特定認定を受けることが責務であるとも思います。

しかし、特定適格消費者団体として被害回復関係業務を行うということは、多数の消費者のために訴訟を進行し、多数の消費者の授権を受け、その債権届出を行い、事業者から得た被害回復金を公平に分配しなければなりません。そのためには人的な組織や専門家の協力体制を現在より拡充し、情報管理や財産管理のセキュリティを今以上に完備しなければなりません。

また、財務基盤も、被害回復関係業務を行うにはもちろんですが、従来の差止請求関係業務を行うにも一層の強化充実が必要です。そのためには、会員の皆様の裾野を広げ、会員以外の一般の皆様からも寄附をいただけるような活動をしていかなければならないでしょう。

新しいことを始めるのではなく、向田・前理事長の下で進められてきた活動や検討を引き継いで、当面の課題の解決に私なりに微力を尽くしたいと考えております。会員の皆様にはお世話になることばかりで申し訳ありませんが、北海道の消費者生活を安全安心なものとするよう、ホクネットの活動に色々な形でご参加いただけることを切に祈っております。よろしくお願い致します。



新理事 根本武志氏

このたび、新しく理事に就任いたしました北海道労福者福祉協議会で事務局次長の任に就いております根本でございます。私どもの協議会は、ホクネットの活動と十分連携を取りながら「勤労者・道民」の福祉向上へ向けた取り組みを行っておりますので、微力ではございますが、理事会メンバーの一員としてホクネットの活動の発展に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

北海道労福協 事務局次長 根本 武志



新監事 小谷しのぶ氏

初めまして。

札幌司法書士会札幌支部の司法書士の小谷です。

このたび、監事に就任させて頂くことになりました。

玉堀前監事より、お声をかけて頂き、申し訳ないことに初めて適格消費者団体というものを知りました。

そんなわけで、消費者支援ネット北海道様の活動もこれからいろいろ勉強させて頂きたい、と思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

札幌司法書士会 小谷 しのぶ

新監事 鈴木賢治氏

この度、総会にて監事に選任されました鈴木賢治です。

平成22年12月より弁護士として業務を開始し、現在6年目になります。

当初より、札幌弁護士会の消費者保護委員会に所属し、わずかではありますが消費者問題に関わっております。

弁護士会の活動とは別の観点で、消費者問題に関わることを楽しみにしております。

微力ながら、一生懸命頑張りたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

札幌弁護士会 鈴木 賢治



## 退任役員のご挨拶



前理事長 向田直範氏

ホクネット理事長という重い荷を下ろしてホッとしております。

初代理事長瀬川信久先生から理事長引き継いだのは平成23年のことでした。瀬川先生が東京へ移られるということで、急な引継ぎでした。瀬川先生が再びこちらへ戻られるまでの期間やればよいと思っていましたが、結局、先生の残任期間1年を含め5年間理事長を務めることになりました。

私の1年目は組織の確立でした。発展途上にある組織をどのようにまとめていくかが大きな課題でした。今から思うと、大嶋事務局長には大変な負担をかけてしまいました。1年後、道尻弁護士が専務理事に就任し、組織運営をしっかりとっていただけるようになり、ホクネットの活動も軌道に乗ってきたように思います。

各検討グループの申入れ活動も活発化し成果を上げるようになりました。しかし財政問題は依然としてついて回っています。この問題を解決しなければ、特定適格消費者団体として被害回復業務を行うことは困難です。今後とも会員の皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、理事の皆様、事務局スタッフの皆様有難うございました。皆様のご協力なしには理事長を続けることはできませんでした。



前監事 玉堀ひろ子氏

近頃の話、世界NO1を勝ち得たのにも関わらずレストランの入店拒否に怒りオリンピック金メダルを川に抛ったモハメッド・アリの死亡、偽造とみられるクレジットカードによる18億円ATM一斉引出事件、セコイ金銭感覚の公金支出が祟り辞任した舛添東京都知事・・・アリも出し子も舛添さんも外殻を脱げば、ヒトは等しく生涯消費者。格差は資本主義の宿命かも知れないが、節操のない拝金主義が蔓延る現今、ホクネットを広く知ってもらいより多くの消費者が支持する存在に育つことを希っています。



前監事 山本昭彦氏

監事を3期務めさせていただき、この度退任となりました。思い返すとあっという間に過ぎた気がします。

この間監査を通じてホクネットの活動を見てきました。ホクネットは着実に成果を積み上げてきており、今では消費者にとって心強いサポーター的存在です。これからもホクネットの活動への期待は高まり、ますますその存在感を増して行くと思います。

これからもホクネットの活動を応援していきます。長い間ありがとうございました。

前理事 内田修氏

退任にあたり

この度、平成28年度通常総会をもちまして理事を退任することになりました。

在任期間1年と短い期間でしたが、有意義な勉強をさせていただきました。

ホクネットは、適格消費者団体として、複雑多様化する消費者問題に対し、被害救済をはじめ、その解決に向けた重要な役割を担っており、益々のご活躍を期待しております。今後は、一会員として協力させていただければと思います。

皆様には大変お世話になりました。

フランスの集団的被害回復訴訟の実例 - 日本での運用の参考のために -



6月18日(土)、フランスパリ近郊のポワチエ大学に1年間在外研究されていた町村泰貴氏が講師として標記セミナーが開催された。

10年ほど前に、闇金会社の海外隠し財産発見の事件の時に、欧米諸国では利益吐き出し法があると知り、日本での早い法執行を願っていた。2013年暮れに消費者裁判手続特例法が成立し、感慨深いものがあった。テーマに高い関心を持ち参加した。

フランスの集団的被害回復制度は、2014年10月1日より施行され、これまで6件提起され、内1件(エレベーター遠隔監視システム費用を賃借人負担とする不動産会社の不当条項)が和解終了し、対象消費者約10万人に総額200万€が返還となったとのこと、想定以上に被害者数が多く被害額が少額なことに驚いた。係争中5件の内、保険会社に対する高額な損害を除いて、他4件は数€から数百€と少額提起だったため、コスト的に見合うのか、救済が優先されるべき提起なのか疑問が残った。数百円の手数料等の場合は、日本では差し止め請求が妥当と述べられ、同感であった。

フランスには15の大きな消費者団体があり、会員数最大団体で15万人以上と、財政的基盤があると分かり、少額提起の疑問が解けた。翻って日本は適格消費者団体では最大で約2千名と、規模の違いに愕然とした。会員数拡大等の組織課題、対象消費者への通知公告費用はフランスと違い申立団体負担の再検討を初めとした立法課題があるとのこと、ホクネットの取組に期待したい。質疑応答も活発に交わされ、皆様の熱い思いが伝わった。

消費生活アドバイザー 高橋 香代子

訴訟団体の規模  
が大きい



セミナーのお知らせ



平成 28 年度北海道消費者行政推進事業の一環として道内各地の消費者協会のご協力頂きセミナーを開催します。

- \*7月29日(金) 芽室町 「マイナンバーの仕組みとその影響」講師：町村泰貴氏
- \*9月7日(水) 白老町 「キャンセルするのにお金を払わないといけないか？」講師：佐藤弘直氏
- その他 深川市、江別市、三笠市、湧別町での開催を予定していますが詳細は未定です

/// 編集後記 ///



4月に2度も震度7という大地震があった熊本に、今度は大雨の災害が～そして、函館でも震度6の地震があり各地で相次いでいる。まさに地震大国です。熊本南阿蘇では集落がなくなる危機に面しているところもあるとか・・・心が痛みます。札幌は自然災害が少ない場所ですが、安心しきってはいけないと思い、色々な形で備えていかななくては・・・さて、今年は暑い夏になるのかな？



内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人  
消費者支援ネット北海道(愛称:ホクネット)

〒060-0004  
札幌市中央区北4条西12丁目  
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884  
FAX: 011-221-5887  
E-MAIL Info\_hokkaido@hoci  
URL http://www.e-hocnet.info/



\*次号のニューズレター発行は平成 28 年 8 月 31 日を予定しています。